

**令和5年第3回筑紫野市農業委員会総会
議事録**

令和 5年 3月 7日
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和5年3月7日 午後2時58分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和5年3月7日 午後4時11分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、久原暢、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 7号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 7号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 8号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 9号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

農政

議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）
に関する意見照会について

○議長：皆さん、こんにちは。全員おそろいですので、ただいまから始めていきたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、1番委員の石橋さん、それから10番委員の久原さん、よろしくお願いいたします。

○委員：はい、分かりました。

○議長：それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。資料は何かお忘れとかないですかね。

それでは、早速行きます。

1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第7号、議案書のとおり農地の権利移動届出が5件あります。そこに全部ありますので、ただいまから事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告させていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外5筆。地積、田8,528平米、畑3,014平米、合計11,542平米でございます。届出の事由としましては相続。備考欄のあっせん希望の有無につきましては、なしでございます。

続いて、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□外1名。届出地の表示、□□外6筆。地積は、田7,107平米、畑455平米、合計7,562平米でございます。届出の事由としましては相続。備考欄にありますように、あっせんの希望につきましては、なしでございます。

続きまして、番号3、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積は、田で568平米、合計568平米。届出の事由は相続。あっせんの希望につきましては、なしでございます。

続いて、番号4、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外1筆。地積は、畑で603平米、合計603平米。届出の事由につきましては相続。あっせんの希望につきましては、なしでございます。

最後になります。番号5、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外2筆。地積、田1,852平米、畑1,049平米、合計が2,901平米でございます。届出の事由としましては相続。あっせんの希望につきましては、なしでございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま4件の報告がございました。本件について質疑、意見等がある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2 ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第8号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告させていただきます。

番号1、譲受人、太宰府市□□、株式会社□□。譲渡人、東京都世田谷区□□、□□。届出地の表示、□□。地積は、畑で12平米、合計12平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が広告塔の設置。契約内容は売買。構造規模は砂利敷で整地。工事期間は令和5年3月10日から令和5年3月20日となっております。受付月日は令和5年1月30日でございます。

続きまして、番号2、譲受人、太宰府市□□、□□株式会社。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積は、畑で7.82平米、合計7.82平米でございます。届出内容につきましては、転用目的は宅地の一部。契約内容は売買。構造規模は木造2階建。工事期間につきましては令和5年3月15日から令和5年10月31日までとなっております。受付月日は令和5年2月2日です。

続きまして、番号3、譲受人、太宰府市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積は、田662平米、合計662平米でございます。届出内容につきましては、転用の目的が宅地分譲（3戸）となっております。契約内容は売買。構造規模、盛土、整地。工事期間は令和5年4月20日から令和5年7月31日までとなっております。受付月日は令和5年2月16日です。

番号4、譲受人、筑紫野市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外1筆。地積、畑1,336平米、合計1,336平米でございます。届出内容は、転用目的、駐車場。契約内容は売買。構造規模は、盛土、整地。工事期間は令和5年4月1日から令和5年8月31日までとなっております。なお、受付月日は令和5年2月22日でございます。

以上、報告させていただきます。

○議長：ありがとうございました。

ただいま4件の報告をいただきました。本件について質疑のある方、お願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3 ページをお開けください。

議案第7号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□委員さん、説明方よろしくをお願いします。

○委員：文書に沿って報告いたします。番号1、譲受人、住所氏名・耕作面積、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田459平米。異動の内容、申請理由、相手方要望。契約内容、売買。

譲受人の□□さんに関しましては農事組合法人□□の構成員でありまして、また、法人□□の書記を行っている方です。そして、農事組合法人□□の農地の管理委託を受けて実際にやっておりますし、また、□□さんの息子さんも一緒に法人の仕事がある場合は出席して、二人そろって農地の管理とか作業とかに携わっております。

以上、報告いたします。

○議長：ありがとうございました。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、次のページ、6ページをお開けください。地図がありますので、6ページです。

議案第8号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、□□番委員であります□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：番号1、申請者、住所氏名、熊本県山鹿市□□、□□外1名。申請地の表示、□□外1筆。地積平米、田2,406平米、合計2,406平米。申請内容、転用目的、資材置場。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和5年4月10日から令和5年6月10日。審議事項、農地の区分、第二種、第三種。資金の内訳、自己資金100%。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域。以上です。

次のページに位置図があります。□□線を□□から□□のほうに向かって、□□を過ぎて信号機があるところから右へ曲がります。そしてJRが通っていますので、JRを過ぎてすぐ右手の田んぼです。ここ十数年間、耕作放棄されて、現地はもう竹やぶと造成地みたいになっておりま

す。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：これ、□□さんが自分で使われる形なのですか、資材置場。

○委員：いや、これは貸すんですかね。僕、そこまでちょっと……。

○事務局：お答えさせていただきます。一応、伍代産業という土木事業者さんのほうに貸すということで、貸し資材置場用地として整備するといったところで申請があったところでございます。

○委員：貸し資材置場ですね。で、自分で造成してから貸すわけですか。

○事務局：さようです。

○委員：大分低いですよ、結構。

○委員：道路から1メートルぐらい下がっていますね。ですから、15メートルぐらいスロープつけて、今スロープの幅が6メートルあります。

○委員：車の出入りですね。

○委員：はい。10センチ程度盛土して、そこを資材置場とするんです。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

どうぞ。

○委員：これは、地積は田のままで転用されるということですか。それとも、地積は変更されるんですか。

○議長：現状、転用です。

○職務代理：転用です。

○委員：その転用の申請ですね。分かりました。

○事務局：資材置場ですので、雑種地になると思います。

○委員：雑種地ですね。分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のな

い方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

次の9ページをお開けください。

議案第9号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：議案第9号、譲受人、住所氏名、大野城市□□、株式会社□□代表、□□。譲渡人、住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外4筆。地積が田1,144平米。そのうち、下に載っていますが、許可済みの分と、許可の変更で規模拡張を行うものということで、これ、ちょっと後で言いますが、字図を見ていただければちゃんと分かると思います。申請内容、転用目的、駐車場、展示場。自動車の展示場ですね。契約内容は売買です。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、令和5年4月1日から令和5年9月30日。農地の区分は第二種。資金の内訳、自己100%。建蔽率なしの、開発許可は不要です。用排水処理も承諾書添付。都市計画区域は市街化調整区域となっております。以上です。

10ページの字図を見ていただくと、去年、自動車の置場と、そして自動車屋さんがちょっと農地で転用すると、一部重なったところがあります。高速の進入路かな、右手から左へ坂道になっていますけど、昨年度は三角地があった、この近辺を去年、農地転用として一部上げてあります。しかし、これは面積を拡張して、もうこっちの三角の切り刻んだ土地とその反対側、道路、進入路、インターチェンジの反対側も今度含めて一緒に合体して、外4筆になって転用の届出になっています。だから、駐車場が広がったような形になっています。

この近辺は、昨年度□□さんとか□□さんの子供さんが家を建てるからという転用と。だから、この辺は昨年からずっと転用でちょこちょこ出たところです。それで、下の小分けしたようなところも今度拡張して転用も行うといったことになっております。

あとは、全部高速の進入路で、した後の残地をこういう感じで駐車場にしますといった内容で受けております。別段悪い影響はないと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長：ありがとうございました。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：□□委員さんが言われたことの補足ということでさせていただきたいと思っています。

11ページをお開けいただきまして、そこに字図が載っています。右手のほうが□□の交差点、

□□線のほうから入ってきて□□のほうにずっと入っていく沿道沿いの転用になりますけれども、図面の上のほうに吹き出しがあります。そこに、ちょうど交差点角の部分の□□と、隣の□□、吹き出しには□□と書いていますが、□□が正しい記載でございます。訂正していただければと思います。その2筆に関しては、□□委員さんが言われましたように、令和2年1月のこの定例会の中で転用の許可の申請をされているものでございます。今回、代理人の方が替わられて、またこの開発の規模をちょっと拡大して申請をし直したいという申出がありました。ですので、これまでに出版されていた農転の申請の変更、それと新規ということで、新規の部分がこの道を挟んだ下側、四角く含まれている部分、地番でいうと□□、それと□□の2筆が農地として該当するものになっています。そういった形で、今回一つの議案として審議していただくという案件でございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、ちょっといろいろごちゃごちゃしておりますが、本件に対する質疑、意見がございましたらお願いします。

どうぞ。

○委員：字図の□□というのは、水路のところに当たるみたいに字図ではなっているんですけど、これは現状はあるんですか。それとももう字図上だけですか。

○事務局：ここは恐らく払下げを受けているかと思うので、今、個人の所有地になっているみたいです。ここの土地を含んだ形で開発が進められると思われます。

以上です。

○委員：では、これは今□□というのは□□さんの土地ですか。

○事務局：そうです。

○委員：では、水路には影響はないわけですね。

○事務局：そうですね。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、12ページをお開けください。

議案第10号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1 番について、〇〇番委員であります〇〇委員さん、説明方よろしく願いいたします。

○委員：申請人、筑紫野市〇〇、〇〇。申請地の表示、〇〇。地積、畑399平米。申請内容は、当該地は平成3年よりゴルフ場の用地として利用のため、現状はゴルフ場となっているということで、ここは多分〇〇の〇〇、〇〇ぐらいですかね。下は竹林になっていまして、もうほんの風よけみたいな形で、全然問題ないところですね。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今、委員さんのほうからも話がありましたように、現在もうゴルフ場として使われています。なぜこの土地が残っているかはちょっと分かりませんが、農地として残っています。課税上の農地ということで、通常であれば課税とかで何年から課税されていますよということとは書けるんですけども、その辺がありませんでして、一応所有者からこの土地の賃貸借契約書、ゴルフ場と交わしている契約書を添付させて、その内容で確認させていただいております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、議案第11号に移ります。地図を挟んで次のページですね。

議案第11号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定に関する件を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：筑紫野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）として、本日上げさせていただいております。筑紫野市では平成30年の8月に農地等の利用の最適化の推進に関する指針というのを定めております。前回の定例会でも話したとおりです。法律の改正に伴いまして、令和5年4月1日から農業委員会等に関する法律第7条によって農業委員会是指針を定めなければならないと義務化されたということから、最適化指針を修正することを説明させて

いただいております。また、先月の定例会において、各項目に掲げられている目標年月につきましては、令和10年4月として最適化指針を作成することを確認させていただきまして、本日は議案としてこの審議をしていただくということです。どうぞよろしくお願いいたします。

資料につきましては、15ページから23ページまでとなっております。21ページまでが最適化指針の内容になりますが、その次の22ページ、それから23ページは、適宜この資料を使って説明させていただきたいと思っております。

まず、16ページに戻りまして、最初のところから説明していきます。

16ページ、第1、基本的な考え方ということでタイトルが書かれています。ここでは筑紫野市の農地に関する状況、あるいは農業経営基盤強化促進法に基づいた地域計画に基づいて、農地の中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があるということが記載されています。

記載の中には地域計画という言葉が出てきますが、農業者等の協議の結果を踏まえて、農業の将来の在り方、あるいは農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化して公表したもの、それが地域計画ということで定められていますが、令和7年3月までに地域計画をつくることとなっております。その目標として、地図の実現のために、農業委員であつたり推進委員さんと連携が不可欠になってまいりますということが書かれています。

筑紫野市の農業委員会の指針として目指す具体的な目標あるいは推進方法、目標達成の状況に対する評価方法を定めたものが17ページ以降ということになります。17ページ以降に、第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法が書かれています。まず、1、遊休農地の発生防止・解消について、（1）遊休農地の解消目標ということで、現状令和5年4月から目標が令和10年4月ということで書かれています。御承知のとおり、地域計画はこれからつくるもので、具体的な数値があるわけではありませんので、過去の経過を踏まえながら推計しております。

22ページをお開けいただけますでしょうか。資料の22ページは、右肩に令和4年度以前と書かせていただいております。この資料は、毎年6月の定例会で報告させていただいている目標及びその達成に向けた活動の点検であつたり評価の各年度の過去の数値をまとめた一覧表になっています。

遊休農地の発生防止・解消については一番上の表になりますけれども、そちらを御覧ください。まず、表に管内農地（A）と書いていますけれども、平成30年度は908ヘクタール、平成31年度は903ヘクタール、途中ちょっと飛ばしまして、令和4年度は873ヘクタールとなっています。今見てきた数値の横に括弧があるものは、平成30年8月の最適化指針の中で目標値となって書かれていたものを書いていますので、参考になさってください。

まず、管内農地ですけれども、前年と比較して5ヘクタールから15ヘクタールで減少してきてお

ります。続いて、隣の遊休農地面積（B）についてでございますが、10から15ヘクタールで推移しております。遊休農地の割合については、御覧のとおりとなっております。一番右隅に遊休農地面積の平成30年から令和4年度までの平均値を書かせてもらっていますけど、12.04ヘクタールということでございました。令和4年の遊休農地面積（B）のところですけども、14.80ヘクタールというふうに書かせていただいておりますが、ここの数字が間違っておりまして、本日配付させていただいております、こちらのA3の縦の表を見ていただけたらと思います。

この内容につきましては、今日の審議事項が全て終わって、事務局からの報告の中で最後に報告させていただこうかと思っておりますけど、農地パトロールを行った結果を書かせてもらっています。これは、その中での遊休農地の面積をまとめた一覧になっています。表の一番下に、「＝R4 遊休農地面積」と書いていますけど、14万8,612ということで、これをヘクタールに直すと14.86ということで、私のほうが小数点第1で切り捨てたものですから、本来は14.86という数字が正しい数字となっています。おわびして訂正させていただきます。ですので、令和4年度の遊休農地の面積が14.86ヘクタールということで、割合については1.70ということで若干変わります。平均値につきましても12.05ということで、微々たる数字が動いてまいります。この辺の数字の修正につきましては、次回の定例会の中できれいに整理させていただいて、またお配りさせていただこうと思っています。

それを踏まえまして、続けて説明させていただきます。

今申しました数値を令和4年度の数値として、そこから令和5年の数字を出してきております。平均値の12.05というのが遊休農地でありますけども、ほかに非農地とか農地転用とかそういったものがありますが、管内の農地の面積が大体10ヘクタールずつぐらい減ってきていますので、この数値を使わせていただいて、あとの残りの部分の令和5年度以降の数値をはじき出してきています。

続きまして、23ページの資料を開けていただくと、令和5年度以降ということであっています。この中に、令和5年の4月につきましては今申しました861ヘクタール、それから平均値が12.05ということになります。同じく括弧の中も12.05ヘクタールということで、あと割合につきましては変わりません。そういった形で算出させていただいています。

先ほども申しましたように、大体内の農地は約10ヘクタールの減少をしていきながら、遊休農地につきましては12.05ヘクタールということで、これを大体遊休農地を1ヘクタール解消していくということで、その下の数字をずっと1ヘクタールずつ減らした形で、令和6年の4月は11.05ヘクタールということで、こちら辺の数字は来月配った資料のほうでさせていただきますので、1ヘクタールずつ大体減らしていつているんだなというところで見いただければと思っています。それからすると、令和10年の4月の目標につきましては、農地の面積が811ヘクタ

ール、遊休農地が7.05ヘクタール、割合については0.86という形になります。そういった形で遊休農地の面積については出させてもらっています。

資料は戻りまして17ページになりますが、表の下、（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方向の説明に移らせていただきます。

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施についてということで、昨年11月にも実施しました農地パトロールであったり利用状況調査について書かれています。そういった結果を、そこに書いてありますように、農業委員会サポートシステムというシステムを使いながら農地台帳の管理をしていくということになっていますので、そういった正確な記録の確保と公表の迅速化を図るということが書かれています。ほかには、②農地中間管理機構との連携であったり、③非農地の判断について、現況を確認して非農地判断をしたならば、守るべき農地を明確化していくというふうに書かれています。

続きまして、18ページですけれども、（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法ということですけれども、ここにつきましては、1行目の遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は遊休農地の割合により評価するということだけが書かれています。次の部分はその公表のことが書かれていますけれども、評価したものを公表しなさいということで、これは例年、毎年1年間の活動につきましては公表させていただいていますので、ここはこれまでどおりということになります。

続きまして、2の担い手への農地利用の集積・集約化についてになります。

ここでもう一度、また22ページの資料をお開きいただけますでしょうか。右肩に令和4年度以前と書いている資料になります。

担い手への農地利用の集積・集約化については、真ん中の表になります。管内農地の欄は上の表で説明した面積のままを記載させていますので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、集積面積につきましては、担い手による農地の集積・集約の状況について、大体400ヘクタールから450ヘクタールで推移しているということでございます。割合につきましては御覧のとおりです。集積面積につきましても、5年間の平均を取りますと、右隅に書いていますように422.20ヘクタールということで、この数字を使って令和5年の目標としては管内農地の面積は861ヘクタール、それから集積面積は422.20ヘクタール、それから集積率につきましては49.03%と書かせていただいております。

この部分をそのまま転記したものが23ページになります。23ページの資料の下の表になりますけれども、令和5年4月につきましては今言った数字になります。この数字を目標年である令和10年4月までずっと集積面積を仮に422.20ヘクタールとして、そこに集積率を求めております。こうした形で出したグレーで書かれているところを転記したものが、資料戻りまして18ページの

表になります。

続きまして、表の下に参考ということで担い手の育成・確保ということで書かせてもらっています。その表の下に1から3の注意が書いていますけれども、例年の報告の仕方としては、注2で書いていますように、総農家数（うち、主業農家数）は直近の農林業センサスの数値を記入するということになっています。この辺の数値の把握というのはセンサスベースでされているものですから、実際の数字というのはつかめてないのが現状でございます。ですので、農政担当と話して、ここら辺の数字につきましては決めさせてもらった数字をここに挙げさせてもらっています。担い手の欄にある認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者については、少しでもそういった団体が増えればなということで数字を書かせていただいております。

続きまして、19ページでございます。

19ページは、（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法ということで、①「地域計画」の作成・見直しについてということで書かれていますけれども、農業委員会としましては、地域（1集落）ごとに人と農地の問題を解決するために、10年後の農業の在り方を描く地域計画の作成について取り組んでいくことを考えております。これまでに多面的利用であったり、中山間地域とか、人・農地プランとかでそういった計画をつくられてきたようなところにつきましては、何となくイメージがつくかなと思うんですけども、先にされているような山家とか御笠などの先進的なところをモデルにしながら、地域計画のそういった策定づくりの土台というかモデルをつくりながら、市内に展開していきたいなというふうに考えているところです。

ほかの方法につきましては、②に書いています農地中間管理機構との連携であったり、農地の利用調整、利用権の設定であったり、地域に応じた取組を推進してまいりたいというふうに考えています。

あと、19ページの下になりますけども、担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法についてでございます。その方法につきましては、1行目で書いています、担い手への農地利用の集積・集約化の進捗法況は農地の集積率により評価するというところだけ書かれていますけども、この辺はまた国であったり、いろいろ下りてくるんじゃないかなというふうに考えていますが、こちらについても公表することになっております。

続きまして、20ページになります。

新規参入の促進ということです。こちらにつきましても、22ページのほうを見ていただければと思いますけど、一番下に（3）新規参入の促進ということで、平成30年から令和4年までに取り組んできた状況がそこに書かれています。新規参入者の個人につきましては、平成31年に1人で取得面積は0.5ヘクタールという実績になっています。令和3年につきましては1人で0.2ヘクタール、そして、法人につきましては、令和4年に1法人、13.1ヘクタールということで、なか

なか数字としては上がったり出ないときもあったりするような状況でございます。

そういうところを踏まえまして、資料20ページに戻って、新規参入の促進の目標としましては、そこに書かせていただいていますように、現状、少しでも法人が生まれればなということで、令和5年4月の段階で1法人15ヘクタールできればなということで書かせてもらっています。3年後、新規参入者2名で面積につきましては1.5ヘクタール、目標は4人で3ヘクタールという形で書かせてもらっています。

表の下になりますけれども、（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法でございます。

①から④までいろんな場面が想定されていますけれども、いずれの場合も各機関や団体から発せられる情報収集に努めながら新規参入者をフォローアップしていきたいというふうに考えております。

続きまして、21ページになります。（3）新規参入の促進の評価方法でございますけれども、そこにも評価法が1行で書かれています。新規参入促進進捗の状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価するというので、これにつきましても公表していくということで書かせてもらっています。

最後の項目になりますが、第3、「地域計画」の目標を達成するための役割ということでございますけれども、そこに書かれていますように、筑紫野市において作成された地域計画に基づいて農地を効率的、総合的に利用していくために農業委員会は次の役割を担っていくということで、5項目あります。こういった形で、前回も話しましたように、国であつたり農業会議のほうはひな形をつくって筑紫野市版につくり変えた形で指針とさせていただきたいということです。

説明が長くなりましたけれども、これで終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございました。

前回、資料は差し上げておりましたが、数字が入っておりませんでした。数字を精査していただいて、訂正も少しありましたが、数字を入れていただいています。これを我々が直接するといっても簡単には分かりづらいことでありまして、事務局のほうで苦慮して、していただいています。

中身を見られて、文章的にはそう変わっていないですね、前のと。だから、そういう状況ですので、皆様方から何か御意見等ございましたらお願いいたします。もしなければ、このまま制定するという形になりますので、何かございませんか。

どうぞ。

○委員：新規参入というのが載っていますけれども、新規参入といったらもう全く農業が好きな人が農業に就職、事業を展開するといった内容ですかね、新規参入は。

○事務局：そうですね。一応その地域計画とかを……。

○委員：もう全く農業に関係ない人が農業をすると。

○議長：だから、法人あたりになると、今それぞれがされているのを集めた形での新規になりますので、それから後は新規参入ですね。

何かございませんか。この後、これで制定をするという形でございますので、このまま、また3年間。毎年何かあれば見直しは当然していきますので、そういう形で御了解いただけますかね。採決をしなくてはなりません、ようございましょうか。

どうぞ。

○委員：担い手の育成・確保で、現状の担い手が年齢的にどの層が多いのかというのがはっきりしないとですね。私が感じるところによると、75歳以上の方がほとんど今の担い手ということ、農業者ということになっていると思うので、それから判断すると、減少はしても増えていくということは、よっぽどのことがない限りないと思うんですけど、どんなでしょうか。

○事務局：実際に地域に入ってみて地域計画を立てる中で、その中でどなたが耕作されるのか、どなたを担い手にするのか、そういった話を具体的にしていけないと地域計画というのはできないというふうになっています。ですので、その話の中で、例えば今60、70の世代で回している農業を例えば30、40ぐらいの人がいらっしゃる、あるいは筑紫野市内のどこかに、どなたかの農地を借りてしたいという方が出てくれば、そういった方が優良農地をずっと守っていくと。少なくとも、そういった形で取り組んでいく形になろうかと考えています。

○委員：一番心配しているのは、中山間地における農家の減少ということなんですよ。その中山間地の農地を受ける方は、例えば耕作が不向きで、一つ言えることはアグリでも農地を引き受けるというのは断る場合があるということを言っているんですよ。そのような状況の中で、中山間地の対策を考えたら、やっぱり減りはしても増えるというのではないと思うんですね。管理も耕作放棄地が今後次第に増えていくという状況にあるのが現状だろうと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○事務局：おっしゃるとおりで、平地の農地は管理しやすい。しかし、山間部につきましてはなかなか借りてくれる方がいらっしゃらない。ただし、今後、事業をしていく上では、例えば国から補助金をもらう場合には、地域計画の中に位置づけられている中でしかその補助金を活用できないということで、山間部とかで例えば基盤整備とか圃場整備をしていくような形で事業化していったら、何とか耕作面積を少しでも広くしてつくっていくという。補助金を活用するのであれば、そういった区域も一つ入れて取り組んでいけないといけないということですので、自分ではできないからもうやめるということじゃなくて、区域に入れておかないと結局補助金が見つからないという国の政策になっていますので、その辺までちょっと深く突っ込んだ形で、集落の中で話してい

ないといけなくなるんじゃないだろうかというふうに考えています。

以上でございます。

○委員：地元説明会のときは、そういうことも含めて説明していかないといけないと私も思っています。

○議長：ほかにございませんか。

どうぞ。

○委員：この目標というのは、今言われたように結構厳しいというか。自分たちの地区も平地なんですけども、自分たちの上の先輩は、もうさっき言ったように高齢化と、後継者——息子さんたちあたりも近くにいないとか、もう家を出ているとかそういう状況で、何かもう自分たちの世代で基本的に農業をやめようというのを結構言っているのが実情なんですね。そうすると、山間地なんかは特にもうそういう状況で、基盤整備をしても税金使いつ放しで結局何もならなかったとなる可能性も高いしですね。こ農業の現状がそうなので、なかなかちょっと希望的目標かもしれないけど、基本的にはそれに向かって農業委員としてはやっていくという形ですよ。そうしないと、補助事業とか補助金が出ないと。

ばつと事務局のほうから説明されましたが、自分たちも半分ぐらい理解していないかなと思いますけど。現状はそういう山間地だけでなく平地の方でもそんな感じで言っているんで、もう自分たちが一番下ぐらいの世代なんですよ。もうそれ以下はほとんど農業の手伝いをしたことないし子供もいないという状況なので、地区計画をつくるに当たってもいろいろ話が出て厳しいのかなと現状は思っています。私の意見ですけども。

○議長：この計画書につきましては、もう皆さんずっと今説明がありましたから、おおむね分かれたと思います。最終的な部分に地域計画とかいろんな形が出てきています。この地域計画もまた後日、新年度になって始めていきます。そういったことの中で、やっぱり今言われましたように、平地だって高齢化していますし中山間地域も当然同じように高齢化しています。子供さんはほとんど勤められている方が多いというのが現状であります。ですから、こういう中で、減るほうが多いけど少しでも残っていただけるように、そういう体制をつくっていかねばいけなかなと。ですから、個人で大きくされる方はそれが一番いいとは思いますが、それと同時にやっぱり受け手として組織を使うようなやり方、これをやっぱり考えていかないと、この筑紫野市内の農地も全部は守れませんが、せめて圃場整備地区、それからそれにくっついた白地になっている部分とか、そういった部分を含めて、うまい具合にやっていく方法を考えなくてはならないとは思っています。

ただ、地域地域によると、やっぱりそう簡単にはいかないよという現状があるかと思しますので、今回いい機会ですので、地元で少しずつでもお話をさせていただくと、将来こうなるんじゃない

いかなというのが出てくるんじゃないかと思います。ただ、それがそのとおりなるかどうかというのは別だと思います。ですから、それはそれに向けて頑張りながら、途中で変更しながらやっていく方向になるかと思うので、当面そういう地域計画を含めてこの計画に基づきながらやっていくという形になるかと思うので、よろしくお願いします。

○職務代理：すみません、一つ。16ページをちょっと見てください。くどい話でしょうけど、見出しが筑紫野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」ですから、今まで農業委員会の農業委員さんですけど、最適化推進委員の皆さんの仕事が明確になったということをまず理解してもらいたい。

基本的な考え方の中で、平成28年にこの農業委員会の法律が施行されて、農業委員会において農地等の利用の最適化推進というのが打ち出されているわけですよ。最も重要な必須事務として、最適化推進委員は一体何したらいいのかというのがそのときからの話です。今回これが法制化されて、各地域の集落とか、そういうところの最適化の推進を今度は具体的にやっていくんだというのが今日提案された内容だということをまずもって理解しておいていただきたい。今回は農業委員と最適化推進委員が一緒になって、市町村、それから認定農業者とか今県のとか、いろいろあります。もちろん農協ともですけど。みんなで助け合って最適化推進をやると。これが法制化されていますので、再度認識しておいていただきたいというふうに思います。

○委員：事務局が法制化と今聞きましたけど、農業新聞等にも最適化推進委員の使命ということで、かなり載っていましたね。そういった行政で、推進委員を置いていないところはあるんですかね。あるでしょう。

○事務局：ございます。農地とかの面積と荒廃農地の面積に応じて置かなくていいという特例がございまして、市町によってはそういったところもございまして。

○委員：ということで、筑紫野市の場合は1,000ヘクタールはもう大分前に切って、もう今800ヘクタールぐらいになっていますけど。昔は筑紫野はすごいなということで1,000ヘクタール。今はもう実質あつという間に860ヘクタールになっております。間違いなく、この数字、レジューメに書かれたような最適の推進に関する指針はいいんですけども、中間管理機構とかいろんなところに頼らざるを得ないような状況に今もうなっていると思うんですよ。高齢化とか若手の担い手への集積とか。そういった言葉の前に、中間管理機構に今すぐにでも委託したいという人がいると思うんですよ。だから、そういった人の関係を最適化推進の人が民生委員と同じように拾い集めるとか集約するとか、そういったのを農協に申し出るとか、いろんな展開をしていかないとね。

東京大学の□□さんは、近頃テレビにしょっちゅう出ているんですよ。農業をこのまま放置していたら、金さえ出せば農産物が買えると。毎回、国は見直さないと、今の制度の批判もしてい

るような状況なんですよ。農政の国民の食料安保、これについては何にもしていないと。その中で、農業委員会とか何とか下部組織である我々が動いても、なかなか動けないところもありますので、やはりそのところは、東大教授の〇〇さんが今テレビで一生懸命、農家のことを援護してもらっております。この際、中央から来る、県を通して市町村末端の農業委員に責任重大よと押しつけてくる農水省のやり方問題視しているマスコミもありますのでね。酪農家は牛乳を守らんで牛を殺せとか、もうでたらめな行政をやっていますのでね。だから、そういったものへの批判を今から農水省は受けると思います。農業委員もそういう具合に、まずみんな末端でこういう具合に農業を守ろうという展開をやっていけないといけないと思いますので、また私たちも県とくに要望していきたいと思っております。

以上。

○議長：今言われましたように、農業委員、それから最適化推進委員の皆さん方、それから先ほど副会長が申しましたように関係機関も一緒になりながら地域で話していかないことには、市全体を一遍にぼんとしても何も進みません。ですから、地域地域によって状況が違いますので、そこを十分考えながら、なるべく本来に近い形で持って将来やっていけるような体制を考えなくてはならないと思っています。

ですが、なかなか難しさはあります。それに伴ってちょっとあれなんです、実は、前回も含めて事務局のほうから地域計画についてのお話もいただきましたし、それから県でありました研修会の分をテレビでも見ていただきました。実は、県庁のほうから出てきて説明もできるそうです。そして、農業委員が何をすべきか、最適化推進委員が何をすべきかとか、そういった細かなところまでお話ができるみたいですので、できましたら今年度中である3月いっぱい、ないしは4月の定例会では時間がかかりますので別にでも、地域計画のための話を再度聞いてみる必要があるんじゃないかなという気もしています。皆さんが一番理解をしておいてもらわないと進めにくいので。ですから、ちょっと時間を1回いただいて、そういうことも考えつつあります。事務局と話しながら進めてまいりたいと思っておりますので、する場合につきましては出てきていただいて、ぜひ話に加わっていただきたい。聞くほうが先とは思いますがそうですね。そういうことも考えておりますので、地域計画を含めてそういったことはございます。

○委員：午前中に研修を受けて、それは午後にやるとかね。

○議長：そうですね。何かそんなふうにでもね。

○委員：なるべくなら時間の配分を考えながら。

○議長：できましたら、ちょっとそういう感じで。一、二時間はかかると思いますので。

ほかにございませんか。これで決めてようございましょうかね。

(なし)

○議長：それでは、意見も大分出ましたので、これより採決を行わせていただきます。

では、今回のこの農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、農政議案に移ります。最適化の先のページをお願いします。

農政議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号5-03-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、福岡市南区□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、1,745平米。利用権の種類は賃貸借でございます。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和5年3月11日から令和11年11月10日までの約7年間となっております。賃借料は1反当たり玄米30キロとなっているものでございます。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りいただければと思います。

1ページめくっていただいて、2ページ目、合計でございます。今回の件につきましては、件数が10件、筆数としましては28筆の新規の件でございます。面積は4万8,355平米というところでございます。

また、番号の5-03-009と5-03-010につきましては、借受人が福岡県農業振興推進機構のほうになっておりますが、こちらにつきましては7号の配分計画の意見聴取に関してお諮りさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

（なし）

○議長：質疑はございませんようでございますので、それでは、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって、本件のとおり決定することといたします。

それでは、次の農政議案第7号に移ります。

農政議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に関する件を議題といたします。

計画の内容について農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号5-03-101、貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、〇〇。貸付者住所、福岡市中央区〇〇。借受人氏名、農事組合法人西小田代表〇〇理事、〇〇。借受人住所、〇〇。所在地、〇〇。地目、田。面積、749平米。農振区分は農用地でございます。利用権の種類は貸借権。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年10月31日までの約4年間。賃借料につきましては、1反当たり1万円ということになっております。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計につきましては、件数といたしましては新規が1件、筆数といたしましては12筆の1万3,754平米の配分計画でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。よろしいですかね。

（なし）

○議長：では、お諮りいたします。本件について御意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長：ありがとうございます。御意見なしと認めます。

では、一応議案は終わりましたので、先にちょっと定例会を閉じさせていただいて、まだちょっと伝達事項等がございますのでお願いします。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和5年第3回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。